

# 經濟論叢

第146卷 第2号

---

自己資本比率規制の經濟分析 (1).....	池 尾 和 人	1
F A S B概念フレームワークの意義に 関する考察.....	藤 井 秀 樹	21
継続的取引関係と複社発注.....	湯 本 祐 司	31
地方財政危機の原因としての 地域不均等発展 (1).....	李 昌 均	48
1980年代日本におけるアパレル産業の マーケティング (1).....	木 下 明 浩	67
ケンブリッジ・サーカス再考.....	吉 田 雅 明	86

---

平成2年8月

京 都 大 學 經 濟 學 會

## FASB 概念フレームワークの意義に関する考察\*

—記述的会計論者の批判によせて—

藤 井 秀 樹

## I 意思決定-有用性アプローチと概念フレームワークをめぐる逆説的状况

財務諸表の基本目的を「経済的意思決定に有用な情報を提供すること」<sup>1)</sup>にもとめる理論的アプローチを、こんにち一般に意思決定-有用性アプローチ (decision-usefulness approach) と総称している。アメリカ会計学会『基礎的会計理論に関する報告書』(AAA, *A Statement of Basic Accounting Theory*, 1966; 同報告書を以下“ASOBAT”と略す) によって提唱された当該アプローチが、その後、財務会計基準審議会(以下“FASB”と略す)の概念フレームワーク・プロジェクトに継承され、FASB 概念フレームワーク(以下たんに「概念フレームワーク」という)の形成を主導する「基礎的会計理論」として概展開されてきたのは周知のとおりである<sup>2)</sup>。

\* 本稿は、日本会計研究学会スタディ・グループ(主査・興津裕康)『会計情報の特性に関する研究』第2年度最終報告，1990年9月11日の筆者担当報告に加筆したものである。

1) AICPA, *Objectives of Financial Statements*, 1973, p. 13, 川口順一訳『アメリカ公認会計士協会・財務諸表の目的』同文館，1976年，7-8ページ。

2) 概念フレームワーク形成の機運は、さらにその後、カナダ勅許会計士協会(CICA)、オーストラリア会計基準審議会(AcSB & PSASB)、国際会計基準委員会(IASC)にも波及し、FASBのそれを明確に意識した概念フレームワークが当該各機関によって漸次、公表されてきた。こうした動向に象徴されるように、意思決定-有用性アプローチおよびその具体的展開形態としての概念フレームワークは、会計規制のあり方を方向づける重要な要素として、こんにちすでに国際的認知をうるにいたったといって差し支えないであろう。

この点については、さしあたり、高須敬夫、木本圭一「会計情報の質的特性に関する概念フレームワークの展開」日本会計研究学会スタディ・グループ(主査・興津裕康)『会計情報の特性に関する研究』第2年度最終報告，1990年9月11日，30-36ページを参照されたい。

また、会計学研究の領域においても、当該アプローチの国際的影響力は近年あらたな広がりを見せている。ASOBATの公表以降いち早く、わが国において意思決定-有用性アプローチの紹介と検討が多くの研究者によって系統的かつ精力的になされてきたのはいうまでもないことで

しかし同時に、意思決定-有用性アプローチの理論的限界を問うきびしい批判的見解が、多くの論者たちによって、かなり早い時期から断続的に提起されてきたという事実を看過してはなるまい。いうまでもなく、かかる批判的見解は、概念フレームワークにたいする否定的評価と表裏の関係にある<sup>3)</sup>。しかも、こと会計学研究の領域にかぎっていえば、意思決定-有用性アプローチに積極的支持をあたえる見解よりも、そうした批判的見解の方がむしろ主流を占める状況にあるといっても決して過言ではない。すなわちこれを要するに、会計規制の領域における影響力の拡大と、会計学研究の領域における批判的見解の台頭とが同時並行的に進行するという逆説的状況が、意思決定-有用性アプローチの展開と概念フレームワークの形成をめぐって顕現したのであった。

とすれば、批判的見解の台頭という不利な学界状況にもかかわらず、FASBが意思決定-有用性アプローチをあえてASOBATから継承し、これを「基礎的会計理論」としながら概念フレームワーク・プロジェクトを遂行したのは一体なぜだったのかが、次に問われるべき問題となろう。本稿では、1970年代以降のアメリカにおける会計基準設定環境を念頭におきつつ、意思決定-有用性アプローチへの批判的見解にそくしてこの問題を検討し、その検討をつうじて

あるが、従来こうした国際的潮流からは一定の距離をおき独自の会計理論の形成をすすめてきた西ヨーロッパ諸国、たとえばその一典型国たるフランスにおいても、当該アプローチの積極的受容を意図した会計学文献が増大している。

この点については、さしあたり以下の文献を参照されたい。A. Naciri, 《Une analyse comparative des systèmes de normalisation français et américain》, *Revue française de comptabilité*, no. 171, septembre 1986, pp. 40-49; J.-M. Matt et A. Mikol, 《L'image fidèle, la doctrine et la loi》, *Revue française de comptabilité*, no. 174, décembre 1986, pp. 39-50; *Mémento pratique Francis Lefèbvre, Comptable* 1990, 9<sup>e</sup> éd., Édition Francis Lefèbvre, 1989, § 355.

3) この点については、以下の文献を参照されたい。P. B. W. Miller, "The Conceptual Framework: Myths and Realities", *The Journal of Accountancy*, vol. 159, no. 3, March 1985, pp. 62-71; D. Solomons, "The FASB's Conceptual Framework: An Evaluation", *The Journal of Accountancy*, vol. 161, no. 6, June 1986, pp. 114-124; L. A. Daley and T. Tranter, "Limitations on the Value of the Conceptual Framework in Evaluating Extant Accounting Standards", *Accounting Horizons*, vol. 4, no. 1, March 1990, pp. 15-24; 津守常弘「FASB『基礎的概念構造プロジェクト』の到達点と問題点」『企業会計』第37巻第11号, 1985年11月, 4ページ以下; 高須教夫「概念フレームワークの本質的機能に関する一考察」『会計』第139巻第3号, 1991年3月, 64ページ以下。

念フレームワークの実践的意義を考えてみたいと思う。

## II 意思決定 - 有用性アプローチの理論的位置づけ

本題に入るまえに、意思決定-有用性アプローチの理論的位置づけについて、筆者なりの整理をしておきたい。

アメリカ会計学会『会計理論および理論承認に関する報告書』(AAA, *Statement on Accounting Theory and Theory Acceptance*, 1977)によれば、意思決定-有用性アプローチは、意思決定者を重視する意思決定者アプローチ (decision-maker approach) と、意思決定モデルを重視する意思決定モデル・アプローチ (decision-model approach) の二つに大別される。すなわち、前者においては意思決定者の会計情報への反応 (reaction) が主たる研究対象とされるのに対して、後者においては情報利用者の意思決定過程 (decision process) が主たる研究対象とされるのである<sup>4)</sup>。

本稿との関連でとくに留意しておく必要があるのは、ASOBAT によって「潜在的な会計情報を評価するための規準」(ASOBAT, p. 8)として提示された「会計情報基準」(standards for accounting information)、ならびにFASB『財務会計概念ステートメント』(同ステートメントを以下“SFAC”と略す)第2号によって「会計情報を有用なものにする特性」(SFAC, no. 2, par. 1)として提示された「会計情報の質的特性」(qualitative characteristics of accounting information)が、いずれも意思決定モデル・アプローチに根ざした

4) AAA, *Statement on Accounting Theory and Theory Acceptance*, 1977, p. 10 and pp. 14-15, 染谷恭次郎訳『アメリカ会計学会・会計理論及び理論承認』国元書房, 1980年, 23ページおよび31-32ページ。

なお、意思決定者アプローチについて若干、付言しておく。当該アプローチはさらに、(1) 個人レベルの意思決定を研究対象とする行動会計研究と、(2) 市場レベルの意思決定を研究対象とする効率的資本市場仮説研究の二つに区分される。これら二つのアプローチは、情報経済学アプローチおよびエージェンシー理論とならんで、1970年代以降のアメリカにおける記述的会計理論の主たる潮流を形成してゆく。

以上の点については、さしあたり、*Ibid.*, p. 17 et seq., 上掲訳書, 38ページ以下; 奥村陽一「会計情報システム論の課題と限界」『立命館経営学』第26巻第6号, 1988年3月, 181-182ページを参照されたい。

概念であるという点である（これら概念を以下では便宜的に「会計情報規準」と呼ぶ<sup>5)</sup>）。というのは、意思決定モデル・アプローチにおいては、「経済的意思決定に有用な情報」の提供という会計目的にそって会計選択（accounting choice）に関する判断規準が提示されてきたのであって、かかる判断規準こそが、概念フレームワークの主要部分をなす会計情報規準にほかならないからである。すなわち、この意味において、「情報が有用であるために必要な規準〔たる会計情報規準〕は、会計理論にたいする意思決定-有用性-意思決定モデル・アプローチを支える中心的役割をになっている<sup>6)</sup>」ということができるのである。

いいかえると、意思決定モデル・アプローチにおいては、「規範的意思決定モデルの有用性を高めるであろう情報について理解可能性、目的適合性、信頼性、適時性および比較可能性の如き規範的特性を特定化する<sup>7)</sup>」という接近方法がとられてきたのであって、方法論の観点からすれば、規範的アプローチ（normative approach）としてこれを特徴づけることができるのである。

要するに、意思決定モデル・アプローチにもとづいて会計理論を展開するということは、情報利用者の意思決定モデルとの照応関係において「あるべき会計」を構想するという含意を有するのであり、方法論の観点からは、規範的会計理論の一形態としてこれを位置づけることができるのである。

ここでは以上の諸点を確認するととどめ、次節以下では、「意思決定-有用性アプローチ」なる用語をもっぱら「意思決定モデル・アプローチ」の意味で用いる慣用的用語法にしたがいつつ、論証をすすめてゆくことにする。すなわ

5) その理由については、拙稿「会計情報特性の再検討—わが国における情報会計論の特異性について—」『商経学叢』第36巻第2号、1989年12月、45ページ以下；拙稿「『会計情報基準』の再検討」『企業会計』第41巻第12号、1989年12月、80ページ以下を参照されたい。

なお、いちいち注記はしなかったが、ASOBATからの引用にあたっては、飯野利夫訳『アメリカ会計学会・基礎的会計理論』国元書房、1969年を、SFACからの引用にあたっては、森川八洲男監訳、小栗崇資、佐藤信彦、原陽一共訳『現代アメリカ会計の基礎概念—FASB 財務会計概念報告書—』白桃書房、1988年、および平松一夫、広瀬義州共訳『FASB 財務会計の諸概念』中央経済社、1988年を、それぞれ参考にした。

6) AAA, *op. cit.*, 1977, p. 15, 染谷, 前掲訳書, 33ページ。

7) 根津文夫「財務会計基準の選択問題と『政治化』」『明大商学論叢』第71巻第3・4号、1989年3月、110ページ。

ち、以下で「意思決定-有用性アプローチ」といえば、それは「意思決定モデル・アプローチ」を指すものとご理解いただきたい。

### III 意思決定-有用性アプローチの限界と記述的会計理論の台頭

本節では、意思決定-有用性アプローチにたいする批判的見解の検討をおこなう。批判の主たる論点を要約すれば以下のとおりである<sup>8)</sup>。

第一は、情報生産-提供者のインセンティブに関する分析が欠落しているという批判である。当該アプローチにおいては経営者を自己犠牲的・没人格的な情報生産-提供者とみる「奉仕モデル」が前提されているが、実際には経営者は自己の意志をもった独立の主体として存在し行動している。つまり、意思決定-有用性アプローチは非現実的な前提に依拠した議論を展開しているのであり、したがって、かかるアプローチによって現実がどの程度説明できるのか疑問である。

第二は、情報利用者と情報ニーズの識別が困難（事実上は不可能）であるという批判である。会計情報の有用性を論ずるためには、情報利用者とその情報ニーズの識別が避けておれない課題となる。しかるに、そこでは、潜在的投資者等の投資意思決定にたいする支援といった漠然とした仮定が提示されているにすぎず、情報利用者の厳密な意味での識別や、意思決定モデルの個別的活用に関する立ち入った考察は一切なされていない。したがって、そこで提示される会計情報規準の内容も、きわめて空疎なものとなっている。

第三は、情報ニーズの社会的調整問題が視野の外におかれているという批判である。情報利用者が2人以上いる「社会」においては、特定化された情報ニ

8) 以下の要約は、もっぱら、岡部孝好『会計情報システム選択論』中央経済社、1985年、6-13ページによって行っている。同書においては、意思決定-有用性アプローチにたいする批判的見解がきわめて要領よくまとめられている。

なお、高尾裕二「記述的会計理論概観(1)—Watts and Zimmermanの所説に依拠して—」『大阪大学経済学』第37巻第1号、1987年6月、92ページ；古庄修「会計基準の設定に関する一考察—会計基準の中立性の現実的意義—」『青山社会科学紀要』第17巻第2号、1989年3月、30ページにおいて、岡部、上掲書の該当箇所が肯定的に引用されている。

ーズはなんらかの方法で社会的に集約されなくてはならないが、情報利用者のあいだに情報ニーズのコンフリクトが存在する場合には、利得のトレードオフ（資源の再配分）をとともう社会的選択の必要にせまられる。ところが、意思決定-有用性アプローチは、意思決定主体をバラバラにとりあげ、個人的行動にたいする会計情報の有用性だけを問題にしているために、そのような社会的調整問題をそもそも視野に入れることすらできないのである。

意思決定-有用性アプローチにたいする以上のような批判の出現は記述的会計理論の台頭と密接に関連している。記述的会計理論とは、「観察される会計現象がなぜ、またどう生起するのかを説明することに重点をおき、『あるべき』ものの代わりに『現にある』ものを明らかにしようとする」<sup>9)</sup> 会計理論をいう。たとえば、その代表的展開形態としてのエージェンシー理論（より正確にいえばエージェンシー理論に依拠した記述的会計理論）においては、経営者（エージェント）と投資者（プリンシパル）がいずれも私的効用の極大化を不断に追求する主体とみなされ、かかる観点から会計現象が記述されることになる。このようなアプローチの採用によって、意思決定-有用性アプローチが等閑に付してきた個別具体的な会計現象を真正面から分析対象にとりこむことができると同時に、規範的会計理論が逢着しがちな「価値」対「価値」の不毛な「みずかけ論」を回避することが可能になるとされる。記述的会計理論は「会計の政治化」(politicization of accounting) の進展とともに急速に台頭し、1980年代の（とくにアメリカにおける）会計学研究の主たる潮流を形成するにいたった<sup>10)</sup>。

#### IV 意思決定-有用性アプローチの評価と概念フレームワークの

##### 意義をめぐる

以上の批判は、それ自体としてみるかぎり、意思決定-有用性アプローチに

9) 岡部, 前掲書, 18ページ。

10) R. L. Watts and J. L. Zimmerman, *Positive Accounting Theory*, Prentice-Hall, 1986, pp. 1-14.

内在する理論的限界を的確にいいあてたものと評することができるであろう。いかなるアプローチについてであれ、その理論的限界を明らかにすることは、当該アプローチの特質と有効性をみきわめるうえで、欠くことのできない手続きとなる。

しかし、その理論的限界のゆえに、意思決定-有用性アプローチは他の理論的アプローチ（たとえばエージェンシー理論）にとって代わられるべきものと即断するわけにはいかない。周知のように、概念フレームワーク・プロジェクトが実施されたのは1970年代前半から1980年代なかばにかけてであって、それはアメリカにおいて記述的会計理論が台頭してくる時期とほぼ重なっている。意思決定-有用性アプローチの限界、あるいはそれにたいする記述的会計論者の批判を、FASB がまったく関知していなかったと考えるのは、それこそ非記述的な仮定といわなくてはならないであろう。そこで、以下では、FASB が意思決定-有用性アプローチをあえて ASOBAT から継承し、10余年をかけて概念フレームワーク・プロジェクトを完遂したことの意味を考えてみたいと思う。

#### (1) 規範的会計理論の基盤としての記述的会計理論の意義と限界

記述的会計論者の批判を詳細に検討すると、それが文字どおりの「批判」に終始しており、「財務諸表の基本目的は経済的意思決定に有用な情報を提供すること」<sup>11)</sup> とする意思決定-有用性アプローチの基本命題そのものを「否定」する積極的論理をなんら提示しえていないことに気づく。この基本命題を否定し、規範的代替命題を形成（する具体的展望を提示）して初めて、「その限界を乗り越え、それに代わる新しい理論的フレームワークを構築」<sup>12)</sup> したことになるのではないか。

その意味からすれば、「旧来の意思決定-有用性アプローチが十分な説得力を欠いた70年代の現実に対して、エージェンシー理論は少なくともその根源を

11) AICPA, *op. cit.*, 1973, p. 13, 川口, 前掲訳書, 7-8ページ。

12) 岡部, 前掲書, 16ページ。



指し示すことができた<sup>13)</sup>とみるのが至当な評価であって、記述的会計論者の提唱する「新しい理論的フレームワーク」の積極的意義は決してそれ以上でもそれ以下でもないというべきであろう。

しかし、それはむしろ当然のことと考えられる。というのは、記述的会計理論はしょせんは規範的会計理論を構築するための基盤でしかないからである。つまり、記述的会計理論にとどまるかぎり（ことにわが国の論者にはその傾向が強いように思われるが）、規範的代替命題を形成することは不可能なのである。というより、既述のように、そうした命題形成の志向性をあらかじめ排除することによって、当該会計理論は成立しているのである。

つまり、記述的会計理論（としてのエージェンシー理論）は、それ自体としては、理論上の本来的制約からして、規範的会計理論（としての意思決定-有用性アプローチ）を「批判」する論理にはなりえても、「否定」する論理にはなりえないのである。

## (2) 記述的会計理論と意思決定-有用性アプローチの因果的關係

とはいえ、記述的会計理論と規範的会計理論の相互作用をつうじて、規範的代替命題を形成する余地は残っているのであり、わが国の記述的会計論者たちもその可能性にしばしば言及している。

では、記述的会計理論（とりわけエージェンシー理論）は具体的には一体どのようなかたちで展開されてきたのであろうか。その展開過程を通覧すると、「現に起きている会計現象をできるだけ深く理解し、そして整合的に説明しようとする」<sup>14)</sup>この会計理論が、多くの場合、「会計測定ルールの当否を、[……]あれこれの利害への有利、不利にてらして決しようとする（決せざるをえないとする）イデオロギー先行の論調」<sup>15)</sup>につらなり、事実上、「強者の論

13) 奥村, 前掲論文, 184ページ。

14) 岡部, 前掲書, 19ページ。

15) 醍醐聡「私の考える21世紀の会計ビジョン」『企業会計』第38巻第4号, 1986年4月, 115ページ。

理がまかり通る政治力学で規範問題が処理されることを黙過するに等しい<sup>16)</sup>立場を正当化し、あるいは称揚する会計理論として、機能してきたことがわかる。

かかる事態をどう評価するかはさておき、結論をいえば、ほかならぬこうした会計理論の台頭こそが、会計規制の規範理論として FASB が意思決定-有用性アプローチを ASOBAT から継承せざるをえなかった主たる理由の一つであったと考えられる。その理由は以下のとおりである。

FASB は会計規制を一義的目的として設立された団体であり、したがって、規範的会計理論の提示は同審議会にとって避けておれない課題であった。しかし、上掲のような会計理論が台頭するなかで（じつは FASB 自体も記述的会計理論にもとづくかなりの量の実証研究を Research Report シリーズにおいて手がけている）、なんらかの規範的会計理論を提示しようとするれば、当該理論は、記述的会計論者がいみじくも指摘するように、現実説明能力を欠いた抽象理論たらざるをえない。さもなければ、当該理論にたいして一般的承認がえられないという状況が、当時のアメリカには存在したのである。しかも、当時のアメリカ会計界は、意思決定-有用性アプローチに代わる規範的会計理論を提示しえないでいた。こうした状況は現在にいたるもなお基本的にはまったく変わっていないといつてよいであろう。

とすれば、意思決定-有用性アプローチを ASOBAT から継承し、その妥協的性格を深化させつつ規範理論の再構成を模索してゆくしか、FASB にはとるべき道がなかったということになる。概念フレームワークは、その妥協的性格のゆえに、「会計の政治化」をかえって助長する結果をまねいたといわれているが<sup>17)</sup>、それはむしろ当然のなりゆきであって、以上にみてきたような会計規制の当時の状況からすれば、概念フレームワークがかかる結果を招来すること

16) 巖淵暎、田中建二編著『現代会計の構想—新しいアカウンティング・マインドを求めて—』中央経済社、1990年、序文、5ページ。

17) 津守常弘「FASB『概念的枠組』の形成と測定属性の問題」『会計』第137巻第6号、1990年6月、23ページ。

は始めから宿命づけられていたとさえいえるであろう。

(3) アメリカの会計原則形成史からみた概念フレームワークの意義

さらに付言すれば、以上のごとき状況の萌芽は、アメリカにおける会計原則（とりわけ AAA 会計原則）の形成過程において早くから観察されていたものであった。AAA 会計原則の先駆的研究者として知られる中島教授は、同会計原則（試案）の実践的意義を次のように論じておられる。

「法令的な強制を伴う意味での原則の制定は現実の企業の政策的な意図との妥協に陥りがちである。会計士たちがしばしば権威を帰した『一般に認められた会計原則』という言葉も、そのジャッジメントの内に秘められた現実的妥協の隠れみのと化することが少なくなかった。しかし、妥協が必要とされる場合でも、それが、企業の意図と『何』との間の妥協か、が問われねばならない。あるいは、会計士が最後に依り所とする『オーソリティー』の意味乃至内容が明らかでなければならぬ。ここで『試案』の起草者やその弁護者たちが、理論的権威の探求および確定を意図したのは、単なる学問的な興味からではなくて、このような現実的な課題ないし責任を自覚していたからなのである。一見抽象的な、観念的な主張を展開したかの如き、当学会の態度は、実は、このような現実的な課題をもっとも忠実に果たそうとした実践的自覚にもとづくものだったのである。」<sup>18)</sup>（傍点は原文のまま）

以上の指摘は、概念フレームワークの実践的意義を考えるうえできわめて示唆的である。というよりも、それは、概念フレームワークにも、基本的にはほぼそのままあてはまるといって差し支えないであろう。すなわち、FASB が概念フレームワーク・プロジェクトに着手したのは、決して「学問的な興味」からではなく、ここで指摘されるような「現実的な課題ないし責任」についての

18) 中島省吾訳編『増訂 AAA 会計原則』中央経済社、1984年、68ページ。

自覚からであった<sup>19)</sup>。また、こうした側面に着目することによって、FASB がなぜ、「一見抽象的な、観念的な主張」を SFAC シリーズにおいて繰り返さなくてはならなかったのかを理解することができるのである。

アメリカにおける会計規制は一般に実践規範性 (AICPA 主導) と指導原理性 (AAA 主導) の二元的構造のもとで展開されてきたといわれているが、かかる二元的構造は FASB の活動にもほとんどそのまま持ち込まれたのであって、概念フレームワークこそは、AAA 会計原則の流れをくむ指導原理的会計規制のこんにち的到達点を具現するものと評することができるであろう。

FASB が ASOBAT から継承した意思決定-有用性アプローチ、ならびにそれを「基礎的会計理論」として形成された概念フレームワークの意義を論ずるためには、少なくとも以上のような諸点を念頭においておく必要があるように思われ。そのうえで初めて、この“こんにち的到達点”の当否を、それぞれの「学問的な興味」の視点から問いなおすことができるのではないだろうか。

19) たとえば、次の文献を参照されたい。FASB, *Scope and Implications of the Conceptual Framework Project, Discussion Memorandum*, December 2, 1976, pp. 1-24.